

文化庁 御中

令和6年度著作物等の利用に係る裁定補償金
額算定式精緻化に関する調査研究
報告書

2025年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

世界が進むチカラになる。



目次

- I. はじめに
- II. 裁定補償金額算定式の検討の経緯
- III. 実施した事項
- IV. 算定式の検討結果
- V. まとめ・おわりに

1. はじめに

はじめに

（背景）

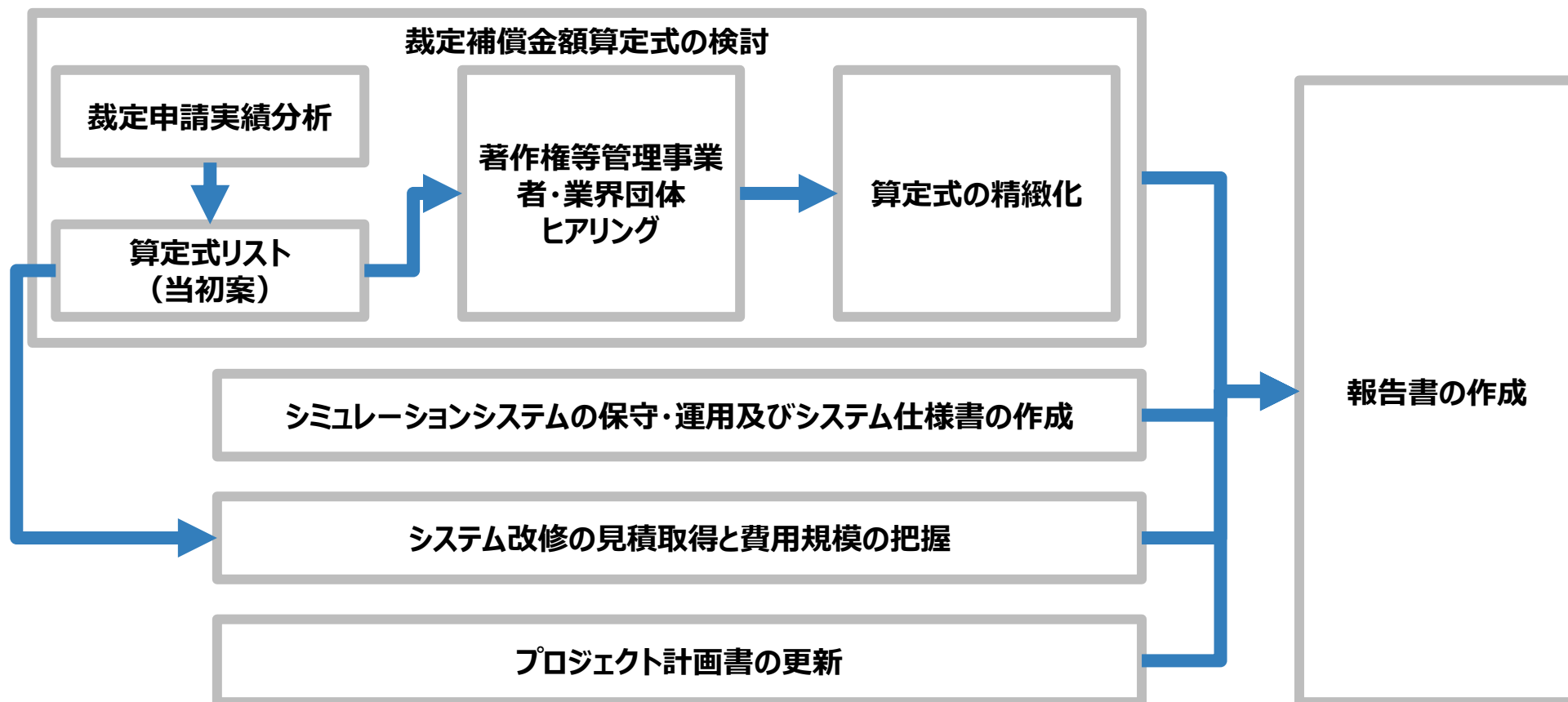
- あらゆる国民が著作物を創作し、利用する「一億総クリエイター」・「一億総ユーザー」時代にあっては、著作物の適法かつ円滑な利用を促進する必要性がますます高まっている。しかし、他人の著作物等を利用する場合、原則としてその権利者に許諾を得る必要があるが、権利者が誰か分からない場合や、連絡先が分からない場合には、権利者と連絡を取ることができず、著作物等を適法に利用できないという状況が生じている。このように著作権者が不明等となった著作物（オーファンワークス）の利用円滑化が課題となる中、著作権者不明等の場合の裁定制度（以下「現行裁定制度」という。）の申請に当たって、利用者が補償金額の目安や算出根拠を簡易に示せるように、文化庁では令和3年度に「裁定補償金額シミュレーションシステム（以下「シミュレーションシステム」という。）」を構築し、以後、裁定の申請を考える国民に活用されてきた。
- 一方、令和5年通常国会において、未管理公表著作物等の利用に関する裁定制度（以下「未管理著作物裁定制度」という。）の創設を含む、簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に関する著作権法の一部を改正する法律が成立した。この未管理著作物裁定制度においては、使用料相当額の算出等の事務について、文化庁長官の登録を受けた登録確認機関が行うことができることとされた。これに関し、登録確認機関が行う使用料相当額の算出に当たっては、利用者の負担軽減の観点から、利用者が使用料相当額を算定しやすい簡便な仕組みとするとともに、著作物等の利用形態に応じた一般的な使用料等の相場を踏まえた適切な額とすることが求められている。こうした趣旨から、未管理著作物裁定制度等の円滑な運用のため、利用者が使用料相当額をより簡便、精緻に算出できるようにすることが重要となっている。

（目的）

- 現行裁定制度及び未管理著作物裁定制度の利用者の利便性に資するため、著作権等管理事業者の使用料規程、著作物取引市場における使用料相場、過去の裁定における補償金額の実績等の調査・分析を行い、シミュレーションシステムに用いられている裁定補償金額の算定式を精緻化した。なお、これは、未管理著作物裁定制度における登録確認機関の使用料相当額算出方法規程の策定にも資すると考えられる。

本調査のフロー

- 本調査は、「裁定補償金額算定式の検討」、「シミュレーションシステムの保守・運用及びシステム仕様書の作成」、「システム改修の見積取得と費用規模の把握」、「プロジェクト計画書の更新」で構成される。
- 本報告書では「裁定補償金額算定式の検討」を紹介する。
- 調査全体のフローは以下のとおり。

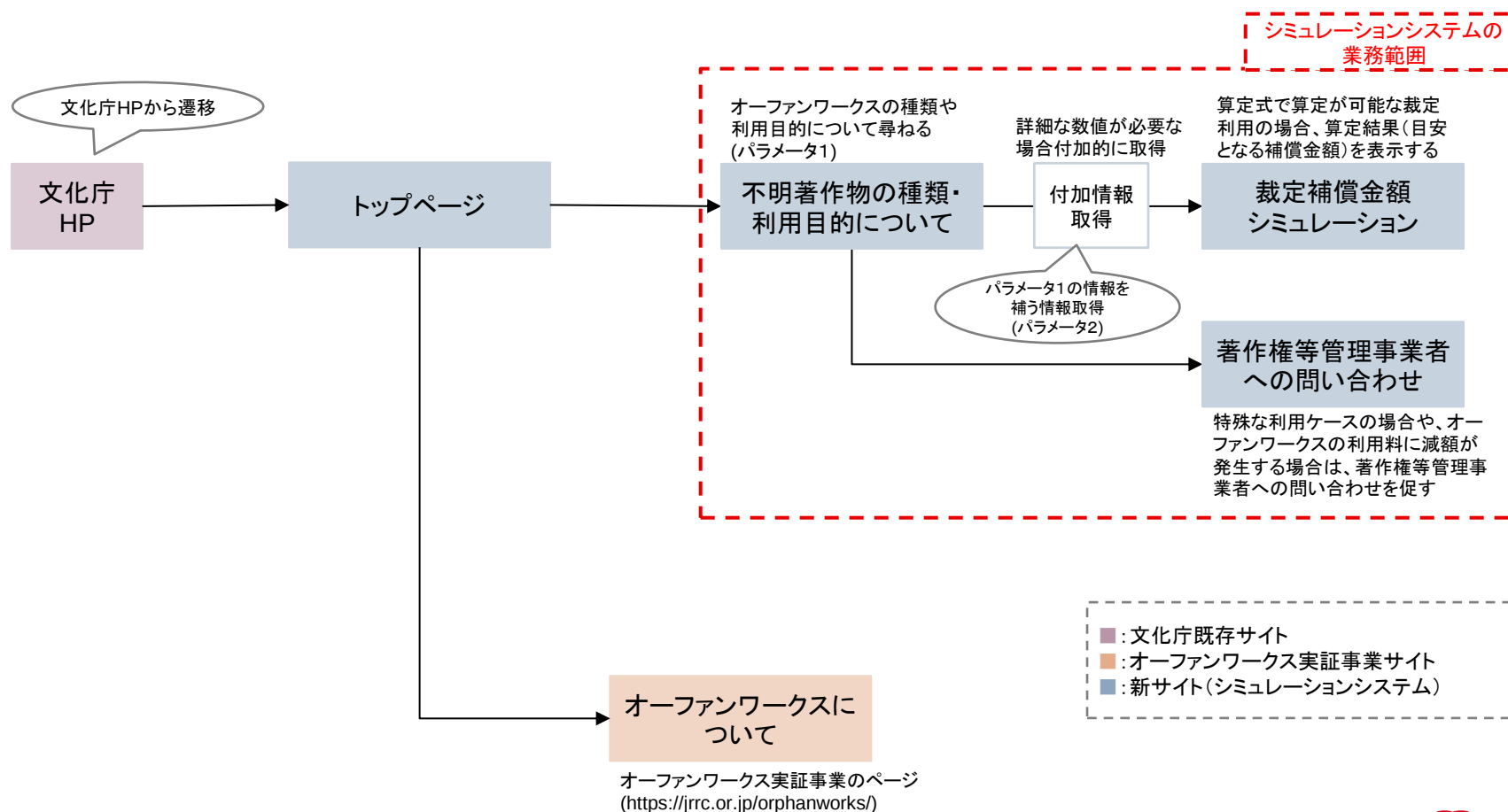


II. 裁定補償金額算定式の検討の経緯

シミュレーションシステムについて

- シミュレーションシステムは以下のような構成となっている。
- 裁定制度の利用円滑化のため、利用者が具体的な利用方法（著作物の種類、利用形態、数量等）を入力することにより、事前に補償金額の目安・範囲を算出できるシステムを構築した。

■ サイトのフロー



シミュレーションシステムにおける計算フローのイメージ

- トップページにて、利用者が利用を検討している著作権者不明等著作物のジャンルを選択する。
- 言語の著作物を例に、計算イメージをみると、[利用形態]⇒[利用目的]⇒[数量等]⇒[計算結果]の流れで、裁定制度に必要な補償金額の推定値が表示される。
- 個々の著作物の特性を踏まえたサイト設計を行った。たとえば、①美術の著作物のうち書籍に掲載する場合については、「料金表」を表示、②ケースバイケースであることが多い著作物においては「問い合わせ画面」の表示。
- 裁定申請において計算結果の利用が増加するなかで、「問い合わせ画面」に遷移するケースが多い点は課題。

トップページ(PC用)



[利用形態]の選択



[数量等]の入力



[利用目的]の選択



[計算結果]の表示



シミュレーションシステムにおける現状の算定式リスト

- 現状の計算式は以下のとおり。
- 本年度調査では、「網羅的な利用を想定した算定式のリスト」の作成を目指した。

著作物の種類	利用方法	算定式
言語の著作物	書籍として出版する(複製する)	本体価格 × 使用料率10% × 発行部数 × 消費税
	電子書籍として販売する(公衆送信する)	希望小売価格 × 使用料率15% × 一定期間の販売予測数 × 消費税
脚本	書籍として出版する(複製する)	本体価格 × 使用料率10% × 発行部数 × 消費税
	電子書籍として販売する(公衆送信する)	希望小売価格 × 使用料率15% × 一定期間の販売予測数 × 消費税
	上演する	入場料 × 使用料率10% × 客席数 × 消費税 ※入場料は消費税額を含まない金額
漫画	印刷物として出版する(複製する)	本体価格 × 使用料率10% × 発行部数 × 消費税
	インターネット配信する(公衆送信する)	希望小売価格 × 使用料率35% × 販売数(予測) × 消費税
写真	アーカイブ・その他利用	システム内部に料金計算の基準表を設けて計算を実施する
美術	グッズ等の商品を製作する	販売価格 × 使用料率10% × 製作数 × 消費税 ※裁定補償金額算定時、金額が税込3,300円に満たなかった場合は一律税込3,300円として結果を表示する。
	書籍に掲載する	※料金表へと遷移する
	雑誌に掲載する	※料金表へと遷移する

算定式の導出方法

■ 算定式の導出については、主に以下の2つのプロセスで構成される(詳細な実施事項はp.12のとおり)。

- ① 当初案の作成は「裁定申請実績」の傾向及び著作権等管理事業者の「使用料規程」ならびに当該市場に関する書籍等から一覧表を算出した。
- ② ①で導出した算定式はヒアリングによって検証を進めた。

■ 算定式の選択に当たっては以下の考え方に基づいている。

- 原則は裁定申請実績を主なデータとして利用した。裁定申請実績では、特に文字・美術の利用においては、教育(例:参考書、模試、入試問題の公衆送信等)や公益目的での利用(例:自治体の周年史)が多いことから、算定式の導出にあたっては、教育や公益のカテゴリを優先的に分類・整理した。
- 裁定申請実績では捕捉しきれない未管理著作物裁定制度の利用が想定されるもの(例:共同著作物、実演、インターネットを活動の中心とする著作物など)は使用料規程ならびに当該市場に関する書籍等を参考にした。
- 裁定制度として利用が想定されにくい分野(例:建築・放送事業者の隣接権)は省略した。また、既にシミュレーションシステムを独自で保有している分野(例:音楽)は、当システムと重複するため省略している。
- 裁定申請実績の中でも、同じ著作物の分野・利用にもかかわらず料率が異なる場合、裁定申請において市場価格や料率を複数見比べて中央値を取る場合、著作権等管理事業者の「使用料規程」と見比べて料金が異なる場合は、様々な状況が考えうることから、当該カテゴリや見比べている額のうち上限額を採用するようにしている。

算定式の導出結果について

- 算定式は著作権等管理事業者及び業界団体の協力により、数式は大幅に拡充することが可能となった（更新した算定式は「Ⅲ実施事項」で詳述）。
- ただし、以下のような個別事情もあり、網羅的な算定式のリストを作成することが困難であった。
- なお、一部事業者からは網羅的なリストではなく、権利者不明等の場合の裁定制度でのユーザーは、第三者・アマチュアによる利用が想定されることから、それらの利用シーンに限定すべきであるという意見もみられた。

目的

著作権等管理事業者の使用料規程に掲載がない利用形態の扱い

特定分野で権利者団体が存在しない場合の扱い

料率の幅が分野別に大きく異なる

主な理由

- 使用料規程にない利用形態は、団体内で合意を得ることが難しい。
- 通常指値で取引されているため、一般的な算定式の導出が困難である。等

- 特定分野（映像やゲームなど）においては著作権等管理事業者が存在せず、一般的には指値で取引されている。
- 取引形態によっては相場が存在するものもみられるが、実際には市場環境による変動もある。このほか、そもそも相場がなく、金額のばらつきが多い取引形態もある。

- 全体を包括するような料率（例：算定式にあてはまらない場合に、あてはめる料率）があることが望ましいところ、実際には著作権等の料率が数%から50%を超える場合がある。
- 著作物の創作、流通などに係る貢献度合いの内訳が明確になく、著作物の創作部分のみの貢献率（料率）の算出が困難である。

未管理著作物裁定制度の施行を見据え、可能な限り広範囲をカバーした計算式のリストの作成が望まれるところ、リストに掲載が無い場合には他の手段（例：算定式がない利用において、スムーズに実勢価格等を確認できる仕組み等）による対応が必要であることも明らかになった。

III. 実施事項

実施事項の全体像

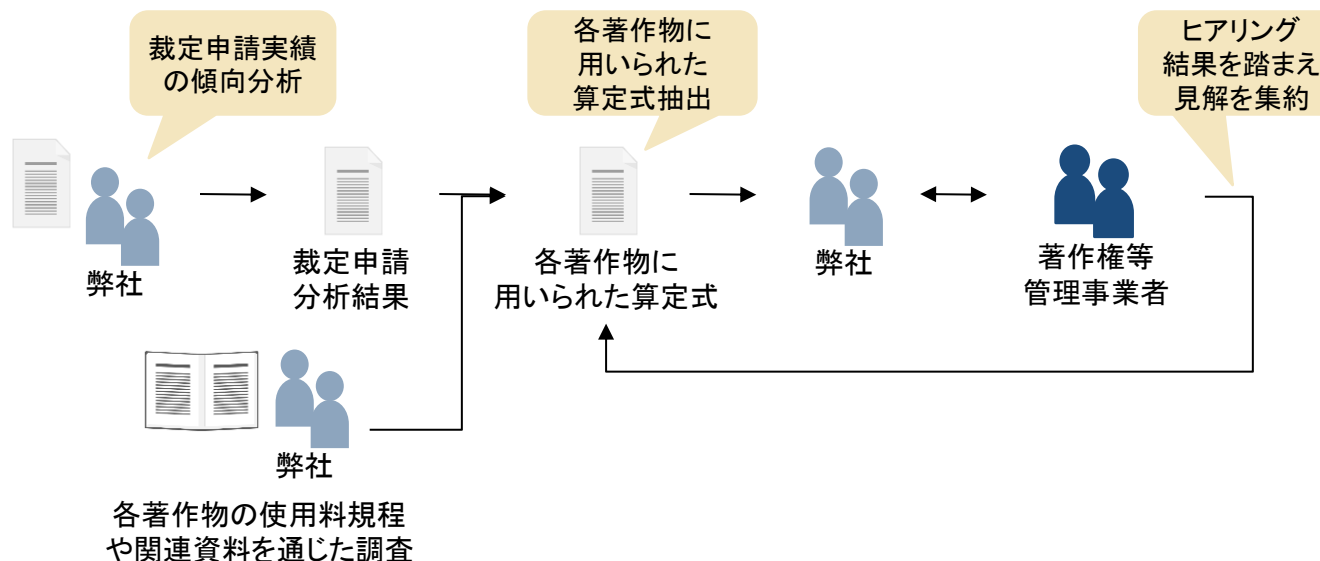
- 本章では、裁定申請実績分析として、各著作物の直近の申請実績・算定式の傾向把握及び各著作物の使用料規程や関連資料の調査を行い、各著作物に関する算定式候補を整理し、それを元に各著作権等管理事業者や業界団体へヒアリングを行った。

裁定申請実績分析/各著作物の算定式の傾向確認

- 文化庁より受領した直近の裁定実績データの詳細を確認し、申請が行われている著作物の種類、利用目的、用いられている算定式について確認を行った。
- 上記と並行し各著作物の使用料規程や関連資料を確認し、算定式の候補に関する調査を行った。

著作権等管理事業者・業界団体ヒアリング

- 確認を行った算定式について、各著作物に関する著作権等管理事業者に対しヒアリングを行った。ヒアリングでは、裁定補償金額シミュレーションシステムに採用すべき算定式について確認を行った。



裁定申請実績分析の流れ

- 裁定実績分析では分析対象データを準備(=分析①)した上で、著作物の種別確認(=分析①)、著作物の利用目的確認(=分析②)、算定式の傾向分析(=分析③)を行った。

分析① 分析対象データ準備

- 実施概要
 - 裁定申請実績の内容を確認し、傾向分析可能な形にデータ変換を行った
 - － 複数の著作物を1申請で行ったケースがあったため、1つの著作種類に対し使用される算定式を1つとした

分析① 著作物の種別別分析

- 実施概要
 - 各申請がどの著作物の種類に該当するかラベリングを行い、傾向確認を行った
 - － ラベリングにあたっては、著作権法第十条、隣接権、その他種別を文化庁と相談の上、基準を設けた

分析② 著作物の利用目的分析

- 実施概要
 - 各申請がどのような目的で申請されたかラベリングを行い、傾向確認を行った
 - － ラベリングにあたっては、申請時の利用方法を元に、文化庁と相談の上、基準を設けた

分析③ 算定式傾向分析

- 各著作における算定式別の傾向を確認
 - 各申請がどの算定式に該当するかラベリングを行い、傾向確認を行った
 - － ラベリングにあたっては、後述の著作権等管理事業者へのヒアリング結果を元にした分類を用いて行った
- ※尚、本分析の実施内容は各著作権等管理事業者へのヒアリングと重複のため、詳細はヒアリング実施概要を参照

分析①分析対象データ準備

- 分析対象データとして文化庁より受領した裁定実績データは441件だった。
- 各申請について確認した際、複数の著作物混在の上で1申請としているものがあったため、各著作物別に申請を細分化した。

裁定実績データ

- 全件441件
(年別内訳)
 - 令和2年:33件
 - 令和3年:96件
 - 令和4年:121件
 - 令和5年:127件
 - 令和6年:58件 ※裁定年月日3月22日分まで
 - 裁定年月日不明:6件

内容確認

申請の細分化

- 下記の例のように、1申請に複数の著作物と算定式が混在しているものが存在したため、各著作物単位、算定式単位に細分化
(1申請中での著作物の算定式混在 例)
 - 使用目的:書籍として複製・譲渡
 - 算定式1:言語
 - 算定式2:写真
 - 算定式3:美術
- ⇒この様な申請に対して、言語・写真・美術別に分類した

分析①: 著作物の種類別分析

■ 著作物の種類別分析にあたって、下記の15種類に分類を行った。

■ 各分類の根拠は、#1～9が著作権法第10条、#10～13は隣接権、#14・15は明確に第10条の分類とは分類すべきと考えた種別となる。

#	著作物の種類	著作物の示す内容
1	小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物	「言語の著作物(その他、短歌・俳句や詩、レポート、作文、手紙を含む)」が本カテゴリに該当。また、文書にて有形的に表現されない講義や演説についても本カテゴリの分類とした。
2	音楽の著作物	音やリズムにより表現される楽曲/歌詞を本カテゴリの分類とし、楽譜上で音符等で記載されない、即興演奏・即興歌唱も本カテゴリの分類とした。
3	舞踊又は無言劇の著作物	踊りや演技の「型」や「振り付け」について本カテゴリの分類とした。
4	絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物	鑑賞目的の絵画や版画の様に平面的表現(書道による筆勢や墨の濃淡により芸術的に創作された「書」も含む)や彫刻のように立体的に表現されるものを本カテゴリの分類とした。
5	建築の著作物	本カテゴリに分類される建築物は、全ての建築物ではなく、特定の宮殿や寺院など「美的要素を含む芸術的価値のある建築物(歴史的価値は問わない)」を指し、建物に限らず、塔や橋といった「建造物」も該当。
6	地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物	作成意図次第で記載情報や表示(表現)が異なることを前提としており、設計図やグラフ、図解など平面的なもの、地球儀や人体模型など立体的で学術的性質を有するものを本カテゴリの分類とした。
7	映画の著作物	(音声を伴うか否かは問わず)連続した映像を本カテゴリの該当。なお、この映像は、創作者の意図が表現され、ビデオテープやビデオディスク等の収録(固定)の必要がある。
8	写真の著作物	撮影者が創作性(構図や背景、又は被写体の表情・ポーズ、等)を要求して撮影した写真について、本カテゴリの分類とした。
9	プログラムの著作物	パソコン(コンピュータ)を用途に応じて稼働させるソフトウェアについて本カテゴリの分類とした。
10	実演(映像・音楽)	歌手、演奏家、俳優などにより著作物が実演されたものについて、本カテゴリの分類とした。
11	レコード	レコード原盤・マスターなどを商業用レコードに複製し、貸与を行い、公衆へ提供されている著作物について、本カテゴリの分類とした。
12	放送	テレビ局やラジオ局など、電波によって放送されたものを本カテゴリの分類とした。
13	有線放送	ケーブルテレビ局や有線音楽放送局など、有線放送されたものを本カテゴリの分類とした。
14	漫画	漫画について、「小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物」ないし「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」の該当ではなく、「漫画」ジャンルとして区別し、該当した著作物を本カテゴリの分類とした。
15	ゲーム	ゲームについて「映像(YouTubeの場合は放送)」「プログラム」の該当ではなく、「ゲーム」ジャンルとして区別し、該当した著作物を本カテゴリの分類とした。

分析②: 著作物の利用目的分析

■ 著作物の利用目的について、裁定申請実績の「利用方法」項を確認し、下記の分類を行った。

#	利用目的	内容	利用目的の事例
1	商用	主に民間企業が収益のために著作物を利用	■ 紙媒体での書籍の複製・販売 ■ 電子書籍として複製し、電子書籍販売サイトのサーバーで公衆送信を実施
2	公益利用	図書館・美術館などの公益施設が公共のため著作物を利用	■ 公益施設のホームページ上での公衆送信 ■ 電子書籍として複製し、公共施設の運営する電子図書館において、利用者の求めに応じ、無償で公衆送信
3	教育利用 (学校)	学校・大学などの教育機関が教育のため著作物を利用	■ 教科書の副読本に著作物の写真を掲載し、授業内で無償配布 ■ 学校側が当該著作物を過去問題として、希望者に無償配布 ■ 学校のホームページにて、利用者の求めに応じ公衆送信
4	教育利用 (出版)	学習塾や出版社などの民間企業が教育のため著作物を利用	■ 出版用教材のため複製・翻訳・販売の実施 ■ 受験参考書の問題として、翻訳(日本語から英語、または英語から日本語)・複製し販売。また、口述・録音した上でCDに複製し、受験参考書の付録として販売 ■ 試験問題を申請者が制作・管理するウェブサイトにて、利用者の求めに応じ公衆送信を行う
5	特定の組織・団体の 所属者向け利用	個人/特定の集団内にて著作物を共有する目的での利用	■ 集団内で歌った音源を録音・複製し、CD/DVDに複製し、CD(歌詞を印刷した歌詞カード付)とDVDをセットにして会員に頒布 ■ 当該著作物を掲載した冊子を複製し、関係者のみに無償で譲渡
6	YouTube ライブ配信	YouTubeチャンネルでの配信	■ YouTubeチャンネルにおいて、当該著作物に関する実況を公衆送信

ヒアリングに関する概要

■ 目的

- 令和3年度に構築された「裁定補償金額シミュレーションシステム」を改善することで、使用料相当額を精緻且つ簡便に算出できるようにするにあたり、今後裁定制度ならびに未管理著作物裁定制度に関わる著作物等を扱っている団体に、シミュレーションシステムの改善に向けた意見を伺うこと。

■ ヒアリング対象

- 現状の裁定実績等を踏まえ、各分野で以下の団体数にヒアリングを行った。
 - － 言語 :2
 - － 音楽 :1
 - － 映画 :3
 - － 実演家 :2
 - － 美術 :1
 - － 漫画 :1
 - － 写真 :1
 - － ゲーム :1
 - － 地図 :2
 - － 演劇 :1

■ ヒアリング項目

- 現行裁定制度について特に問い合わせが多い利用方法について
- 未管理著作物裁定制度によって想定される事項について
- 裁定制度における補償金の算出について
- 裁定制度全体に関するご意見やご要望について

IV. 算定式の検討結果

分析①: 分析対象データ準備_集計結果

- 裁定実績申請441件のうち、1申請内で複数の算定式の混在が発生していた申請は70件だった。
- こちらを個々の算定式単位に分割すると、181件となった。これらを踏まえ、全体を再集計を行った結果、総件数は552件となった。

集計項目		件数
裁定実績申請 (算定式分割前)	全体	441件
	複数の算定式が混在した申請	70件
裁定実績申請 (算定式分割後)	複数の算定式を 個々の算定式に分割した結果の件数	181件
	全体(1申請1算定式)	552件

分析①: 著作種別分類の集計結果

- 申請中の算定式の混在を分割した552件における、著作物の割合は下記の通りであった。
- 言語関連の著作に対する申請が6割を占めた。

著作物の種類	件数	割合
小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物	337件	61%
絵画、版画、彫刻、その他の美術の著作物	36件	7%
音楽の著作物	36件	7%
写真の著作物	34件	6%
実演(映像・音楽)	30件	5%
ゲーム	25件	5%
レコード	23件	4%
漫画	21件	4%
地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物	10件	2%
合計	552件	100%

分析②: 著作物の利用目的

- 申請中の算定式の混在を分割した552件における、著作物の利用目的は下記の通りであった。
- 商用が6割、次いで教育関連(出版)での申請が約3割を占めた。

著作物の利用目的	件数	割合
商用	338件	61.2%
教育利用(出版)	160件	28.9%
教育利用(学校)	25件	4.5%
公益利用	22件	3.9%
特定の組織・団体の所属者向け利用	5件	0.9%
YouTubeライブ配信	2件	0.4%
合計	552件	100%

分析③: 算定式傾向分析

- 各裁定申請に用いられている算定式の傾向の分析結果の上位10件は下記の通りであった。
- 言語の書籍として複製・譲渡が2割を占めた。

#	分類	算定式	件数	割合
1-1	言語: 書籍として複製・譲渡	本体価格 × 印税率10% × 発行部数 × 使用ページ数 ÷ 本文総ページ数 × 消費税	113件	20.47%
1-3	言語: 書籍として複製・譲渡 (公益／教育利用)	本体価格 × 教育利用の印税率5% × 発行部数 × 使用ページ数 ÷ 本文総ページ数 × 消費税	48件	8.70%
1-4	言語: 書籍として複製・譲渡 (公益／教育利用・翻訳)	本体価格 × 教育利用かつ翻訳の印税率2.5% × 発行部数 × 使用ページ数 ÷ 本文総ページ数 × 消費税	34件	6.16%
1-12	言語: WEB教材・過去問題集 (翻訳者が不明)	1年間2,500円/1問 × 消費税	29件	5.25%
1-7	言語: 電子書籍として公衆送信	希望小売価格 × 使用料率15% × 一定期間の販売予測数 × 使用ページ数 ÷ 本文総ページ数 × 消費税	27件	4.89%
1-8	言語: 書籍として複製・譲渡 (翻訳者が不明)	本体価格 × 翻訳印税率7.5% × 発行部数 × 使用ページ数 ÷ 本文総ページ数 × 消費税	23件	4.17%
1-11	言語: WEB教材・過去問題集	1年間5,000円/1問 × 消費税	20件	3.62%
9-1	実演: 音楽実演うちCD+レコード	(定価－容器代10%) × (実演家印税2%) × (営業所出荷数量 (= プレス枚数) の90%) × (消費税)	17件	3.08%
10-1	レコード: CD+レコード	著作隣接権使用料(実演家・レコード製作者分) = (卸売価格=定価 × 55%) × (プレス枚数) × (実演家・レコード製作者印税18%) × (消費税)・・・① 著作隣接権使用料(レコード製作者分のみ) = (①実演家・レコード製作者分) - (実演家分)・・・②	17件	3.08%
3-3	音楽: 歌詞の複製・販売	算定式はシステム上で設定していない。JASRACへの問合せを行う形となる。	16件	2.90%

ヒアリングの結果サマリ

■ ヒアリング項目に対し、各団体から得られた主な意見は以下の通り。

内容	主な意見
■ 現行裁定制度について特に問い合わせが多い利用方法について	■ 会社の統廃合等で権利者の所在が分からないケースや、著作隣接権者が不明等の問い合わせはあるが、レアケース。 ■ 以前に比べてしっかりと契約を締結する文化が醸成されてきており、契約条項の中に連絡が取れなくなった場合の処理方法が記載されている。この結果、裁定制度を利用するケースが減ってきていると感じる。
■ 未管理著作物裁定制度によって想定される事項	■ 現状、利用されていない作品が利用されることは望ましいことではあり、ひいては権利者団体が管理している著作物が利用されるようになるとよい。 ■ 使用料規程の全てを裁定補償金額シミュレーションシステムに実装していくことは、各著作権等管理団体などは敬遠するのではないか。業務負担の軽減につながる可能性はあるとはいえ、通常の許諾とオーファンワークスのような強制許諾の金額が同額になってしまうことが懸念される。 ■ 映像を使用する場合においても、AIで音楽のみ消して会話だけ残す等の技術も発展しているため、音楽分野で未管理著作物裁定制度で利用が増えるケースもあり思いつかない。
■ 裁定制度における補償金の算出について	■ 使用料率は用途等の条件によって変わるため、一律で決めることが難しい。 ■ ビジネスシーンでは著作者が不明になるケースは少ないため、アマチュアユースのみを想定し、算定式を検討すべきではないか。 ■ 1つの作品に様々な著作物が含まれていることもあり、特定の分野の許諾のみでは終わらない可能性もあるので、誤認を与えないようにすべき。 ■ ライセンスとは異なり、裁定制度は強制許諾的な意味合いがあることから、両者の算定式が同等であるべきかは疑問が残る。
■ 裁定制度全体に関するご意見やご要望について	■ 「相応の努力の期間」がルール化されると大変ありがたい。期日感が見えにくいのが判断上の課題になっており、期間が1カ月なのか2カ月なのかが明示されると裁定制度を使いやすい。 ■ 「裁定」という言葉に争っているニュアンスがあり、ネガティブに感じるため使いにくい。 ■ 「”相当な努力”の軽視」や「供託金を支払さえすれば、文化庁のお墨付きが得られる」といった様な誤った捉えられ方をすると、何でも利用して良いように見えてしまうため、注意が必要。 ■ 利用時に出典を記載するなど、望ましい利用方法を促してほしい。 ■ 供託金の供託によって、他の知的財産権(特許権など)に対しても許諾が得られるわけではない旨の注意を促したい。 ■ シミュレーションシステムへの掲載について、「あくまで目安」として掲載するのは良いが、権利処理の金額はケースバイケースになるので効力を持たせるのは難しいと考える。 ■ あくまで裁定制度は権利者がどうしても発見できない場合のやむを得ないセーフティーネットであるべきであり、実ビジネスへの悪用はされないようにする必要がある。

算定式の一覧(1/5)

■ 各団体にヒアリングし、検討した算定式は以下の通り。

#	大分類	小分類	用途	算定式例
1	言語	言語:書籍として複製・譲渡	書籍等紙媒体	本体価格×印税率10~15%×発行部数×使用ページ数÷本文総ページ数×消費税
2	言語	言語:書籍として複製・譲渡(翻訳者が不明)	書籍等紙媒体	算定式を増補するための検討の可能性がある。
3	言語	言語:書籍として複製・譲渡(教育的利用)	書籍等紙媒体	算定式を増補するための検討の可能性がある。
4	言語	言語:書籍として複製・譲渡(教育的利用・翻訳)	書籍等紙媒体	算定式を増補するための検討の可能性がある。
5	言語	言語:入学試験の外部への配布・複製	冊子等紙媒体	算定式を増補するための検討の可能性がある。
6	言語	言語:公開模試試験	冊子等紙媒体	算定式を増補するための検討の可能性がある。
7	言語	言語:電子書籍として配信	電子書籍(有償)	算定式を増補するための検討の可能性がある。
8	言語	言語:電子書籍として配信(翻訳者が不明)	電子書籍(有償)	算定式を増補するための検討の可能性がある。
9	言語	言語:電子書籍として配信(教育的利用)	電子書籍(有償)	算定式を増補するための検討の可能性がある。
10	言語	言語:電子書籍として配信(教育的利用・翻訳)	電子書籍(有償)	算定式を増補するための検討の可能性がある。
11	言語	言語:WEB教材・過去問題集	ウェブサイト(有償・無償問わず)	算定式を増補するための検討の可能性がある。
12	言語	言語:WEB教材・過去問題集(翻訳者が不明)	ウェブサイト(有償・無償問わず)	算定式を増補するための検討の可能性がある。
13	言語	言語:朗読	劇場	算定式を増補するための検討の可能性がある。
14	言語	言語:口演	劇場	算定式を増補するための検討の可能性がある。
15	言語	言語:上記に当てはまらない場合	-	-

算定式の一覧(2/5)

■ 各団体にヒアリングし、検討した算定式は以下の通り。

#	大分類	小分類	用途	算定式例
16	脚本	脚本:書籍として複製・譲渡	書籍等紙媒体	本体価格×印税率10%×発行部数×使用ページ数÷本文総ページ数×消費税
17	脚本	脚本:電子書籍として公衆送信	電子書籍(有償)	希望小売価格×使用料率15%×一定期間の販売予測数×使用ページ数÷本文総ページ数×消費税
18	脚本	脚本:脚本を元に上演	劇場	入場料×使用料率10%×客席数×消費税
19	脚本	脚本:上記に当てはまらない場合	-	-
20	音楽	音楽:歌詞・楽曲の複製・販売	音楽	(分類をスライド)JASRACシミュレーションに移行
21	音楽	音楽:歌詞・楽曲の公衆送信	音楽	(分類をスライド)JASRACシミュレーションに移行
22	音楽	音楽:歌詞の複製・販売	書籍・ウェブ等	(分類をスライド)JASRACシミュレーションに移行
23	音楽	音楽:上記に当てはまらない場合	-	(分類をスライド)JASRACシミュレーションに移行
24	音楽	レコード:CD+レコード	CD/レコードなど	著作隣接権使用料(実演家・レコード製作者分)=(卸売価格=定価×55%)×(プレス枚数)×(実演家・レコード製作者印税18%)×(消費税)・・・① 著作隣接権使用料(レコード製作者分のみ)=(①実演家・レコード製作者分)-(実演家分)・・・②
25	音楽	レコード:配信	サブスクなど	1)配信事業者が得る情報料・広告料等収入からの入金額×55.5%(原盤印税+レーベル分) ※アプリプラットフォームからの入金額 2)配信事業者が得る情報料・広告料等収入からの入金額×7.7%(音楽のダウンロード配信が前提)
26	音楽	レコード:映像配信		指値のため類型化できる算定式なし
27	音楽	レコード:上記のうち当てはまらない場合		-

算定式の一覧(3/5)

■ 各団体にヒアリングし、検討した算定式は以下の通り。

#	大分類	小分類	用途	算定式例
28	映画	映画:映画館での上映	上映	興行収入(予想額)×54%
29	映画	映画:ビデオ/DVD/Blu-rayでの販売・レンタル	ビデオ/DVDなど	単価×本数(予想される本数)×45%
30	映画	映画:上記に当てはまらない場合		-
31	実演	実演:音楽実演うちCD+レコード	CD/レコードなど	1)(定価-容器代10%)×(実演家印税2%)×(営業所出荷数量(=プレス枚数)の90%)×(消費税) 2)JASRAC使用料率を援用。算出した補償金額に対し、著作権者:実演家:レコード製作者=1:1:1で配分
32	実演	実演:音楽実演うち配信	サブスクなど	配信サービスから予想される分配額×3% ※「音楽そのもの」の利用が前提。「バックミュージック利用」は想定なし ※「実演:音楽実演うちCD+レコード」同様、事務所所属の有無で算定式を分ける必要がある。ただし、レコードの場合と配分比率が異なるため、今後検討が必要
33	実演	実演:音楽実演のうち上記に当てはまらない場合		-
34	実演	実演:映像実演うち再放送	放送	-
35	実演	実演:映像実演うち配信	サブスクなど	1)配信事業者が得る情報料・広告料等収入×10%×貢献率×消費税 2)配信事業者が得る情報料・広告料等収入×10%×該当者/出演者数×消費税
36	実演	実演:映像作品を配信	サブスクなど	配信事業者が得る情報料・広告料等収入×10%×貢献率×消費税 ※貢献率の配分は以下 映像提供団体(主催者):劇作家またはダンス作品の振付家:スタッフ:実演家=10:2:1:4
37	実演	実演:映像実演のうち上記に当てはまらない場合		-
38	美術	美術:書籍の中に複製・譲渡	書籍等紙媒体	サイズ・用途(書籍・図録または表紙)・白黒またはカラー
39	美術	美術:雑誌の中に複製・譲渡	書籍等紙媒体	サイズ・用途(書籍・図録または表紙)・白黒またはカラー
40	美術	美術:入学試験の残部の配布・複製	冊子等紙媒体	1年間5,000円/1問×消費税
41	美術	美術:公開模試試験	冊子等紙媒体	1年間2,500円/1問×消費税
42	美術	美術:電子書籍として公衆送信	電子書籍(有償)	書籍の使用料率を援用

算定式の一覧(4/5)

■ 各団体にヒアリングし、検討した算定式は以下の通り。

#	大分類	小分類	用途	算定式例
43	美術	美術:WEB教材・過去問題集	ウェブサイト(有償・無償問わず)	指値のため類型化できる算定式なし
44	美術	美術:グッズとしての利用	グッズ	-
45	美術	美術:上記に当てはまらない場合	-	-
46	漫画	漫画:コミックとして出版	コミック等紙媒体	本体価格×使用料率15%×発行部数×使用ページ数÷本文総ページ数×消費税
47	漫画	漫画:電子書籍として出版	電子書籍(有償)	本体価格×使用料率35%×販売予測数×使用ページ数÷本文総ページ数×消費税
48	漫画	漫画:上記のうち当てはまらない場合		使用方法不明の場合、算定式は設けない
49	写真	写真:書籍等紙媒体に複製・譲渡	書籍等紙媒体	現システムと変更なし。アップデートがある場合には情報提供いただく予定。
50	写真	写真:書籍等紙媒体に複製・譲渡(教育利用/商業利用)	書籍等紙媒体	現システムと変更なし。アップデートがある場合には情報提供いただく予定。
51	写真	写真:書籍等紙媒体に複製・譲渡(教育利用/学校教育利用)	書籍等紙媒体	現システムと変更なし。アップデートがある場合には情報提供いただく予定。
52	写真	写真:書籍等紙媒体に複製・譲渡(公益利用)	書籍等紙媒体	現システムと変更なし。アップデートがある場合には情報提供いただく予定。
53	写真	写真:電子書籍等WEB媒体で公衆送信	電子書籍(有償)	現システムと変更なし。アップデートがある場合には情報提供いただく予定。
54	写真	写真:電子書籍等WEB媒体で公衆送信(教育利用/商業利用)	電子書籍(有償)	現システムと変更なし。アップデートがある場合には情報提供いただく予定。
55	写真	写真:電子書籍等WEB媒体で公衆送信(教育利用/学校教育利用)	電子書籍(有償)	現システムと変更なし。アップデートがある場合には情報提供いただく予定。
56	写真	写真:電子書籍等WEB媒体で公衆送信(公益利用)	電子書籍(有償)	現システムと変更なし。アップデートがある場合には情報提供いただく予定。
57	写真	写真:上記に当てはまらない場合	-	現システムと変更なし。アップデートがある場合には情報提供いただく予定。

算定式の一覧(5/5)

■ 各団体にヒアリングし、検討した算定式は以下の通り。

#	大分類	小分類	用途	算定式例
58	ゲーム	ゲーム:ソフトウェア(カセット等)の形式で複製・譲渡	ソフト	本体価格×使用料率10%×(発行部数 または 販売予定数)×消費税
59	ゲーム	ゲーム:オンラインプラットフォームでのダウンロードコンテンツ(DLC)として販売	DLC	本体価格×使用料率10%×販売予定数×消費税
60	ゲーム	ゲーム:ゲーム実況での利用	実況としての公衆送信	配信サービスからの見込み収益(過去実績等)×使用料率10%
61	ゲーム	ゲーム:上記のうち当てはまらない場合		-
62	地図	地図:書籍として複製・譲渡	書籍等紙媒体	本体価格×部数×印税率15%×使用ページ数÷本文総ページ数×消費税
63	地図	地図:電子書籍として複製・譲渡	電子書籍(有償)	希望小売価格×部数×印税率15%×使用ページ数÷本文総ページ数×消費税
64	地図	地図:イラストとして複製・譲渡	地図(イラスト)	-
65	地図	地図:上記に当てはまらない場合		-
66	演劇	演劇:デジタル形式に複製・公表	ウェブ	-
67	演劇	演劇:デジタル形式に複製したものを放送	放送	-
68	演劇	演劇:上記に当てはまらない場合	-	-

V. おわりに

おわりに

- 裁定補償金額シミュレーションシステムは、すでに現行裁定制度において多くの方に活用されている。今後、新しい制度として未管理著作物裁定制度の開始が予定されており、同シミュレーションシステムの利用が増えることが予想される。こうした中で、現在のシミュレーションシステムの計算機能、すなわち算定式の拡充を図るため裁定申請実績の分析と著作権等管理事業者・業界団体ヒアリングを進めてきた。
- 算定式の拡充においては、当初すべての著作物の種類のすべての利用方法を網羅した算定式のリストを作成し、現状のシミュレーションシステムには未掲載であった利用も多くカバーすることを目指していた。しかし、著作権等管理事業者の使用料規程の掲載がない利用形態の扱いや、権利者団体が存在しない場合の扱い、料率の幅が分野別に大きく異なること等を理由に、実際にはすべての著作物の種類のすべての利用方法を網羅した算定式のリストの作成には至らなかった。
- 次年度以降、本報告書の結果を踏まえて、シミュレーションシステムの更新が予定されている。今後も各団体の使用料規程が更新されることや、未管理著作物裁定制度の算出方法規程が整備されることに伴い、同システムの算定式がさらに更新・拡充されることが期待される。
- また、新しい著作物の利用形態等が出現する可能性もあるため、裁定制度の利用者、著作権者の双方に資する仕組みとなるよう、裁定補償金額算定式についての妥当性については継続的な検討が必要だろう。



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

www.murc.jp/